

民事訴訟強制執行最終通達書

訴訟番号 (ト)第01283-007号

下記請求事件について原告は、被告に対して、訴訟を告知する。

第1告知の理由

1. 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
2. よって、原告が当該訴訟において敗訴するときは被告に対し損害賠償の請求をすることができるので民事訴訟により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、原告は、平成18年10月19日訴状の送達を受け、かつ平成18年12月11日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局長までお問い合わせ下さい。

このまま連絡なき場合、下記に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て東京地方裁判所より特別送達による出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成18年12月7日(木)

民事訴訟取り下げに関しては

こちらまで(窓口) 03-5955-7100

受付時間/ 9:00~15:00(土・日・祝日除く)

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番地5号

財団法人 関東財政局総務管理部 担当 山崎